

**構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る
評価意見**

平成29年度

平成30年4月24日

構造改革特別区域推進本部

評価・調査委員会

1. はじめに

評価・調査委員会（以下「当委員会」という。）は、構造改革特別区域基本方針に基づき、構造改革特別区域（以下「特区」という。）制度を推進するため、規制の特例措置の効果等を評価し、構造改革の推進等に必要な措置について、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）に意見を述べることとされている。

今般、当委員会は、5 特例措置（継続審議案件を含む）について評価を行い、意見を取りまとめた。

2. 平成29年度の評価について

（1）評価の進め方

評価の対象となった規制の特例措置について、医療・福祉・労働部会、地域活性化部会において、認定地方公共団体や実施主体など関係者に対して、主に規制の特例措置の効果の調査や事業実施状況の現地調査を行うとともに、関係府省庁から弊害の発生についての調査結果の報告を受けてヒアリングを実施し、それらを踏まえて検討を行った。

各専門部会からの検討結果の報告を受け、以下のとおり当委員会としての意見を取りまとめた。

（2）評価意見の概要

評価の対象となった5 特例措置(409・910・920・939・2001)については再度適切な時期に評価することとした。

特例措置ごとの評価意見の詳細は別紙に記すが、概要は以下のとおりである。

- 「地方公務員に係る臨時的任用事業(409)」については、関係府省庁は、任期付採用制度及び改正地方公務員法の周知・普及に努め、臨時・非常勤職員の任用の適正化を図る中で、認定地方公共団体における任用根拠の見直しや任期付採用制度・会計年度任用職員制度等の活用状況、さらにはこれらの制度による特例措置の充足などについて分析を行う。その上で、当委員会は、認定地方公共団体の任期付採用制度・会計年度任用職員制度等への移行状況やその運用状況、さらには新規認定の申請状況等を踏まえ、2021年度に改めて評価を行う。再評価の際、関係府省庁は、上記対応の結果を当委員会に報告する。

- 「病院等開設会社による病院等開設事業（910）」については、関係府省庁は、診療領域について、事業者の拡大の要望も踏まえ、検討を行い、2018年度に当委員会に検討状況を報告することとし、当委員会は、その内容について議論を行い、一定の結論を得る。その上で、関係府省庁は改善点等について情報提供・周知・助言に努め、当委員会はその後の事業の実施状況等を踏まえ、2021年度までに改めて評価を行う。

- 「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（920）」については、関係府省庁は、各自治体が保育行政の効率化を試みる際に、保育所の小規模保育事業への移行措置等の他の既存政策での対応を検討・実施することが可能となるよう、モデルケース等も含めて情報提供・周知・助言を行う。また、前回の評価意見においてみられたアレルギー児や体調不良児への対応等における弊害が引き続き存続していることも踏まえ、保育所の食事提供のリスク低減のため、改めてガイドライン等の周知・徹底を行うとともに、これらを含む具体的なリスク低減策を検討し、その実施を各保育所等へ求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、弊害解消策の構築に向けた取組を着実に実施する。関係府省庁は、これらの取組を踏まえた保育所の対応、運営改善の状況及び弊害解消策を当委員会に報告し、当委員会は、政府の「子育て安心プラン」の推進状況等も踏まえ、2021年度までに改めて評価を行う。

- 「児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業（939）」については、関係府省庁は、児童発達支援センターの食事提供のリスク低減のため、具体的な方策を検討し、その実施を各施設に求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、リスク低減の取組を着実に実施する。関係府省庁は、これらの取組を踏まえた児童発達支援センターの対応、運営改善の状況及び障害児の種類や重度も考慮したリスク低減策について2021年度までに当委員会に報告する。当委員会は、2021年度までに行う「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の評価も踏まえ、改めて評価を行う。

- 「公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業（2001）」については、関係府省庁は、認定こども園の食事提供のリスク低減のため、具体的な方策を検討し、その実施を各施設に求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、リスク低減の取組を着実に実施する。関係府省庁は、これらの取組を踏まえた認定こども園の対応、運営改善の状況及びリスク低減策に

ついて2021年度までに当委員会に報告する。当委員会は、2021年度までに行う「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の評価を踏まえ、改めて評価を行う。

3. おわりに

特区制度は、地方公共団体をはじめとした地域の様々な主体の創意や工夫に基づき、地域の活性化の突破口として、規制のあり方を改革していくよう期待されている。

このことから、認定地方公共団体、実施主体など、現場で取り組んでいる方々の声や思いを生かして、その趣旨を実現させることができるよう、関係府省庁におかれては、より精力的に提案の実現や特例措置の全国展開に向けた検討を行っていただきたい。

本意見は、本部長に対し提出するものであるが、構造改革特別区域推進本部においては、本意見の趣旨を十分踏まえてこれに対する対応方針を決定し、政府として構造改革の推進に取り組んでいただきたいと考えている。

当委員会としては、今後とも、特例措置の評価等を通じ、提案主体などの要望に可能な限り応えるとともに、それが全国的な規制改革の端緒となるよう、また、地域の活性化に資するよう努力してまいりたい。

最後に、今回の評価においてご協力いただいた認定地方公共団体、実施主体の方々を始め、各方面からのご助力に対し、心からお礼申し上げたい。

平成29年度評価意見

特例措置番号	特定事業名	関係府省庁	措置区分	評価意見
409	地方公務員に係る臨時的任用事業	総務省	法律	2021年度に評価を行う。
910	病院等開設会社による病院等開設事業	厚生労働省	法律	関係府省庁は、診療領域について、拡大要望も踏まえ検討を行い、2018年度に当委員会に報告し、一定の結論を得る。実施状況等を踏まえ2021年度までに評価を行う。
920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	厚生労働省	省令	2021年度までに評価を行う。
939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	厚生労働省	省令	特例措置920の評価も踏まえ評価を行う。
2001	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	内閣府	省令	特例措置920の評価も踏まえ評価を行う。

評価意見

①	別表1の番号	409
②	特定事業の名称	地方公務員に係る臨時的任用事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	通常1年以内しか認められない地方公務員の臨時的任用について、地域固有の課題に対応する必要等がある場合は、1年を超えて任用を認める。
⑤	評価	その他(2021年度に評価を行う)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>関係府省庁によれば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本特例措置については、身分保障や勤務条件等の点で問題があり、全国展開した場合、これらの問題が拡大することが懸念されること ・このような問題の発生を防ぎ、多様化する住民の行政ニーズに対応可能な任期付採用制度について地方公共団体に情報提供しており、認定地方公共団体においても、順次、同制度への移行が進んでいること ・臨時的任用の対象を厳格化する等の地方公務員法の改正が行われ、2020年4月に施行されることを踏まえ、臨時・非常勤職員を任用する地方公共団体において任用根拠の見直しが行われていること <p>等から、本特措置を全国展開することは地方公共団体に混乱を生じさせることになるとのことであった。</p> <p>地域活性化部会では、任期付採用制度や改正地方公務員法に対する地方公共団体の理解が十分に図られた上で、地方公共団体がどの制度を選択するのかを注視する必要があり、関係府省庁は、これら諸制度の周知・普及に努め、その結果を踏まえて特例措置の在り方について改めて評価することが妥当であるとされた。なお、関係府省庁は、これら諸制度の周知・普及に当たって、地方公共団体の主体的な選択を妨げることのないよう留意する必要があるとされた。</p>
⑦	今後の対応方針	<p>関係府省庁は、任期付採用制度及び改正地方公務員法の周知・普及に努め、臨時・非常勤職員の任用の適正化を図る中で、認定地方公共団体における任用根拠の見直しや任期付採用制度・会計年度任用職員制度等の活用状況、さらにはこれらの制度による特例措置の充足性などについて分析を行う。</p> <p>その上で、評価・調査委員会は、認定地方公共団体の任期付採用制度・会計年度任用職員制度等への移行状況やその運用状況、さらには新規認定の申請状況等を踏まえ、2021年度に改めて評価を行う。再評価の際、関係府省庁は、上記対応の結果を評価・調査委員会に報告する。</p>
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

評価意見

①	別表1の番号	910
②	特定事業の名称	病院等開設会社による病院等開設事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	株式会社が高度な医療を提供する病院・診療所を開設できる
⑤	評価	その他(関係府省庁は、診療領域について、拡大要望も踏まえ検討を行い、2018年度に評価・調査委員会に報告し、評価・調査委員会は、その内容を議論し、一定の結論を得る。その上で、事業の実施状況等を踏まえ2021年度までに改めて評価を行う。)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>関係府省庁によれば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療領域が高度な治療で自由診療に限定した本特定事業の場合、本来は同じ医療機関で行う必要がある治療等について他の医療機関を紹介せざるを得ない状況にあることから、事業者から診療領域の拡大が求められている ・本特定事業が創設された平成15年以降の技術の進展等状況の変化も踏まえ、診療領域について整理する必要がある、本特定事業の全国展開については、少なくとも当該整理を行ったのち、検討する必要がある <p>とのことであった。</p> <p>評価・調査委員会による調査では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現時点で事業者における術数等も少なく研究開発も進行中であるため、地域への明確な効果は発現していないが、途上にある臨床研究が進めば治療メニューの拡大による術数の増加が見込まれること ・本特定事業は診療領域に制限があるため、今後、同領域の拡大が図られれば、大きな事業展開が見込まれ、また、企業が有するネットワークの共有、広域かつ多方面の企業に対するアプローチによる多角的な事業展開も可能となること <p>が確認された。</p> <p>医療・福祉・労働部会では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療領域を自由診療に限定していることが事業推進の阻害要因になっていると考えられるため、限定を解除したほうがよい ・先端技術関係事業には資金調達の多様性が必要で、本特定事業のニーズはあると思われることから、事業者が経営しやすい柔軟な対応が必要である <p>・関係府省庁は、診療領域について、高度医療との関係性、患者の利便性、効率性を考慮しつつ、事業者の拡大の要望も踏まえ、検討を行う必要があるとの意見が出された。</p>
⑦	今後の対応方針	関係府省庁は、診療領域について、事業者の拡大の要望も踏まえ、検討を行い、2018年度に評価・調査委員会に検討状況を報告することとし、評価・調査委員会は、その内容について議論を行い、一定の結論を得る。その上で、関係府省庁は改善点等について情報提供・周知・助言に努め、評価・調査委員会はその後の事業の実施状況等を踏まえ2021年度までに改めて評価を行う。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

評価意見

①	別表1の番号	920
②	特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	公立保育所の3歳未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することを可能とする。
⑤	評価	その他(2021年度までに改めて評価を行う)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>関係府省庁によれば、給食の外部搬入を導入している保育所においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達段階に応じた給食について、発達段階に配慮した離乳食の提供など、3歳未満児に必要な個別の対応が困難である ・アレルギー児への対応について、未就学児、特に低年齢児のアレルギー原因物質は、多岐に渡っている上、低年齢の発症が多く、有病率についても年々増加傾向にあるが、代替食の提供が難しく、弁当を持参させている場合が半数以上にのぼる ・体調不良児がいる場合の対応方法として、献立内容に応じて当該児童分だけ別に調理する、症状により量の加減や品目の除去又は変更を行うなどのきめ細かい対応が十分にできていない ・搬入後に保育所で調理・加工を行う場合が多く、衛生管理上の課題や保育士の業務負担の増大が生じている ・食育への対応については、自園調理を行っている保育園に比べ、総じて食育への取り組み割合が低くなっている ・保護者のニーズ・評価について、自園調理が外部搬入を上回る ・保育所と外部搬入事業者の間の連携や食事の提供に関するガイドラインの理解が不十分である <p>など、前回評価で弊害として提示された問題点が依然として存在していることが確認され、</p> <p>保育所における食事の提供は保育の質と不可分であり、「子育て安心プラン」でも保育の量的拡充と質の維持・向上は車の両輪であることを踏まえても、子どもの安全で 健やかな成長の観点から、自園調理を基本とすべきであり、3歳未満児への外部搬入の全国展開については弊害が大きく慎重な検討が必要である</p> <p>とのことであった。</p> <p>また、園の規模が小さいことや財政状況を理由に外部搬入の導入を行っている自治体が見られた(後述の評価・調査委員会による調査)ことについて、こうした課題の解決策としては、平成27年度より子ども子育て支援新制度において導入された小規模保育事業への移行などの方策が存在しており、各自治体が保育行政の効率化を試みる際には、安全性等の確認されていない特例措置を実施する前に、まずはこうした既存施策での対応を十分に検討すべきである</p> <p>とのことであった。</p> <p>評価・調査委員会による調査では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本特例措置の活用に伴い、保育士の加配、一時保育・延長保育・0歳児保

		<p>育の充実、保育所設備の改修、保育料や給食費の軽減等、保育サービスの充実に繋がっている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達段階に応じた給食について、外部搬入元で離乳食担当職員を配置し個別対応の充実に図り、対応できない部分については、各保育所で保育士が細かく刻む等の手を加えるといった工夫により対応している事例が存在する ・アレルギー児への対応について、外部搬入元で一律に主要なアレルギー食材を除去し、対応できない部分については、保育所、保護者及び外部搬入元が連携をとり、代替食材の提供や各保育所において除去等で対応している事例が存在する ・調理人材の確保や規模的に自園調理の実施が難しい保育所の運営を可能にし、保育の実施機会の拡大につながっている事例が存在する ・食育への対応については、保育所内で調理過程が見られない等の制約はあるが、保育所での野菜づくり体験、外部搬入元への社会見学の実施、外部搬入元の管理栄養士による食育指導など新たに食育活動を展開している事例も存在する <p>ことが確認され、また、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化や児童数の減少、財政状況のほか、多様な食材調達、調理員不足への対応、大型施設での衛生管理の充実等から外部搬入を選択している事例も見られた。 <p>以上より、医療・福祉・労働部会の審議においては、本特例措置の効果やニーズは一定程度認められる一方、課題も多く、全国展開は時期尚早であり、関係府省庁は次の点に取り組む必要があるとされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自治体が保育行政の効率化を試みる際に、保育所の小規模保育事業への移行措置等の他の既存政策での対応を検討・実施することが可能となるよう、モデルケース等も含めて情報提供・周知・助言を行うこと。 ・関係府省庁の調査において、多くの弊害が存続していることが明らかになったことから、ガイドライン等の周知・徹底を含め、保育所の食事提供のリスク低減に必要な対策を検討・普及し、調査等によるモニタリングにより、その実施状況及び効果を検証しつつ、弊害解消に向けた取組を推進すること。
⑦	今後の対応方針	<p>関係府省庁は、各自治体が保育行政の効率化を試みる際に、保育所の小規模保育事業への移行措置等の他の既存政策での対応を検討・実施することが可能となるよう、モデルケース等も含めて情報提供・周知・助言を行う。</p> <p>また、前回の評価意見においてみられたアレルギー児や体調不良児への対応等における弊害が引き続き存続していることも踏まえ、保育所の食事提供のリスク低減のため、改めてガイドライン等の周知・徹底を行うとともに、これらを含む具体的なリスク低減策を検討し、その実施を各保育所等へ求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、弊害解消策の構築に向けた取組を着実に実施する。</p> <p>関係府省庁は、これらの取組を踏まえた保育所の対応、運営改善の状況及び弊害解消策を評価・調査委員会に報告し、委員会は、政府の「子育て安心プラン」の推進状況等も踏まえ、2021年度までに改めて評価を行う。</p>
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

評価意見

①	別表1の番号	939
②	特定事業の名称	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	児童発達支援センターの給食について、施設外で調理し搬入することを可能とする。
⑤	評価	その他(特例措置 920 の評価結果を踏まえ評価を行う)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>関係府省庁の調査によれば、事業を実施する施設が少ない中で給食の安全確保において憂慮すべき事案が発生するとともに、アレルギー児や体調不良児への対応が不十分であることや、二次調理の必要性等の課題があるとのことであった。このため、多様な対応が必要となる障害児に対する給食の安全性を確保するためには慎重な対応が必要であるとのことであった。</p> <p>評価・調査委員会による調査では、外部搬入により施設運営費用の削減、療育サービスの拡大等の効果が発現しているとともに、発達段階や障害特性、アレルギー、体調不良に対して、食材等の工夫や特別食、定例会議による関係者間の情報共有等の対応を行っていることが確認された。</p> <p>このような結果を考慮し、医療・福祉・労働部会においては、本特例措置について、共通の事情を有し一定の実績が蓄積されている特例措置920「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の評価を踏まえ、検討することされた。</p> <p>特例措置920においては、本特例措置に関係する内容として、「関係府省庁は、保育所の食事提供のリスク低減のため、具体的なリスク低減策を検討し、その実施を各保育所等へ求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、弊害解消策の構築に向けた取組を着実に実施する。</p> <p>関係府省庁は、これらの取組を踏まえた保育所の対応、運営改善の状況及び弊害解消策を評価・調査委員会に報告し、同委員会は2021年度までに改めて評価を行う。」旨の評価意見とされた。</p>
⑦	今後の対応方針	<p>関係府省庁は、児童発達支援センターの食事提供のリスク低減のため、具体的な方策を検討し、その実施を各施設に求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、リスク低減の取組を着実に実施する。</p> <p>関係府省庁は、これらの取組を踏まえた児童発達支援センターの対応、運営改善の状況及び障害児の種類や重度も考慮したリスク低減策について2021年度までに評価・調査委員会に報告する。</p> <p>評価・調査委員会は、2021年度までに行う「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の評価も踏まえ、改めて評価を行う。</p>
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

評価意見

①	別表1の番号	2001
②	特定事業の名称	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業
③	措置区分	政令・省令
④	特区における規制の特例措置の内容	公立の幼保連携型認定こども園における3歳未満児への食事の提供について、公立の保育所と同様に、給食の外部搬入を可能とする。
⑤	評価	その他(特例措置 920 の評価結果を踏まえ評価を行う)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>関係府省庁の調査によれば、給食の外部搬入により一部施設においてアレルギー児や体調不良児への対応や発達段階に応じた食事の提供等について不十分な実態が確認されたが、実施する施設が少なく、全国展開により外部搬入が増加した場合、新たに弊害が発生する可能性を否定できないことから、児童に対する給食の安全性を確保するため、引き続き実施状況を把握するとともに、慎重な検討が必要であるとのことであった。</p> <p>評価・調査委員会による調査では、実施する施設が少なく効果は限定的であるが、調理の合理化等の効果が発現しているとともに、発達段階やアレルギー、体調不良に対して、食材等の工夫や特別食、定例会議による関係者間の情報共有等の対応を行っていることが確認された。</p> <p>このような結果を考慮し、医療・福祉・労働部会においては、本特例措置について、共通の事情を有し一定の実績が蓄積されている特例措置920「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の評価を踏まえ、検討することされた。</p> <p>特例措置920においては、本特例措置に関係する内容として、「関係府省庁は、保育所の食事提供のリスク低減のため、具体的なリスク低減策を検討し、その実施を各保育所等へ求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、弊害解消策の構築に向けた取組を着実に実施する。</p> <p>関係府省庁は、これらの取組を踏まえた保育所の対応、運営改善の状況及び弊害解消策を評価・調査委員会に報告し、同委員会は2021年度までに改めて評価を行う。」旨の評価意見とされた。</p>
⑦	今後の対応方針	<p>関係府省庁は、認定こども園の食事提供のリスク低減のため、具体的な方策を検討し、その実施を各施設に求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、リスク低減の取組を着実に実施する。</p> <p>関係府省庁は、これらの取組を踏まえた認定こども園の対応、運営改善の状況及びリスク低減策について2021年度までに評価・調査委員会に報告する。</p> <p>評価・調査委員会は、2021年度までに行う「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の評価も踏まえ、改めて評価を行う。</p>
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—